

「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050」ロゴマーク利用規程

令和4年6月15日 制定

令和4年7月 4日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050」のロゴマーク及びキャラクター（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 利用可能なロゴマークは「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 ロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）」のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は宮城県に帰属する。

2 ロゴマークの利用について、利用期限は設けない。

(利用目的)

第4条 ロゴマークは、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策に関する普及啓発を目的とする場合に利用できる。

(利用の範囲)

第5条 ロゴマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを利用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 宮城県の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の個人、又は団体の売名に利用されると認められる場合
- (5) 地球温暖化対策の正しい理解の妨げになると認められる場合
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (7) その他宮城県が不適當であると認める場合

(利用基準)

第6条 第4条の利用目的に合致し、前条の利用の範囲を満たす場合は、デザインマニュアルに従いロゴマークを利用できる。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料は無料とする。

(免責事項)

第8条 ロゴマークを利用した施策、活動等に関する事故、苦情等について、宮城県は一切の責任を負わない。

2 ロゴマークの利用に伴って利用者が生じた損失、又は損害について宮城県は一切の責任を

負わない。

3 利用者は、ロゴマークの利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において処理するものとし、宮城県はそれに関する一切の責任を負わない。

4 本制度は、利用者のロゴマーク利用内容及び利用対象物について、宮城県が正確性、適法性を保証するものではない。

5 本制度は、利用者及び利用対象物について宮城県が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第9条 利用者は、ロゴマークの利用において故意又は過失により宮城県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を宮城県に賠償しなければならない。

(利用中止命令)

第10条 宮城県は本規程に反していると認められる利用者に対し、ロゴマークの利用中止を命じることができる。

(所管)

第11条 ロゴマークの取り扱いに係る事務は、宮城県環境生活部環境政策課が所管する。

(規程の改定)

第12条 本規程は、必要に応じて利用者の許諾や事前通知無しに改定される場合がある。

2 本規程の改定により不利益が生じたとしても、宮城県は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項については、宮城県が判断するものとする。

1. 利用できる画像

名 称	画像
ロゴマーク	
キャラクター1	
キャラクター2	

2. 使用禁止例

<p>× 色を変更する</p>  <p>※モノクロ印刷は可</p>	<p>× 変形する</p> 	<p>× ふちどりする</p> 
<p>× 一部を隠す</p> 	<p>× 他の要素を加える</p> 	<p>× 影をつける</p> 
<p>× 角度を変える</p> 	<p>× 反転する</p> 	<p>× 比率・バランスを変える</p> 